

★骨子たたき台（自治KENからの提案） on ながくて丸

3. 市民のこと

- ①市民の権利
市民の権利として次の3つを定めます。
- ①知る権利
 - ②参加する権利
 - ③行政サービスを受ける権利
- 市民ファースト

- ②市民の役割と責務 **市民よ目覚めろ**
以下の内容を定めます。
- ①まちづくりの推進、担い手としての自覚
 - ②自らの発言と行動に責任を持つこと
（「自覚」は、何か別の言葉の方がよいかも…）
 - 事業者、大学や学生の責務は定めません。

2. 総則（ねらい等）

- ①条例の目的
次のような内容を盛り込みます。
- 市民が主体のまちづくり
 - 市民が幸せに暮らせる街を築く
 - 子どもたちの笑顔があふれるまちづくり
 - 子どもを育てやすい、障がい者が住みやすい

- ②条例の位置づけ
「もっとも重視する条例」とします。

- ③自治の基本原則
以下の項目を盛り込みます。
- ①情報共有の原則
 - ②市民参加の原則
 - ③協働の原則
- に加え、「長久手市地域協働計画」にある
- ④対等の原則 ⑤相互理解の原則 ⑥公開性の原則も…

- ④用語の定義
【市民の定義】
居住者、通勤・通学者、市内で活動する者、事業を行う者、
外国籍の住民も含めて、市民と定義します。

1. 前文

わたしたち長久手人（ながくてびと）は、まちの現在と未来の姿に心から向き合い、覚悟と夢を持って、市民自らの手でまちづくりをしていこうと決意しました。
ここに、まちづくりにおける「最も重視するルール」として「長久手自治基本条例」を制定します。

「さかさう ながくて じちのはな」（別紙参照）

これら市民の思いが込められた「長久手市自治基本条例」は、「市民による市民のためのまちづくり」を進めていくための基本的なルールです。

大きな可能性を秘めた長久手。私たちのまちがいつまでも輝いてほしい。このために市民、市長、議会、行政が、それぞれ、どのような役割をもってまちづくりに取り組むべきか、この条例が、その指針となるのです。

（前文ライティングチームが起草した案です）

4. 議会のこと

- 以下の内容を定めます。
- 議員の役割と責務
 - 議会の役割と責務

市民の声を市政に反映

市民に寄り添う身近な存在

5. 行政のこと

- 【規定の区分】
「市長」と「職員」に区分します。

- 【役割と責務】
以下の内容を定めます。
- 市長は、市の代表者として公正かつ誠実に市政を運営します。
 - まちに職員が出ましよう！知らないとやりようがない！
 - 色々な場面で、色々な市民の意見を取り入れます。

脱！ひとりよがり

7. 行政運営（市役所のしごと）

- ①行政運営の基本原則 **行政マンの抛りどころ**
以下の内容を定めます。
- 市政運営の基本原則、市民主体の市政運営
 - 柔軟な組織の形成、執行機関の組織
 - 財政

- ②災害、犯罪等への危機管理
「災害、犯罪等への危機管理」について定めます。

- ③総合計画
以下の内容を定めます。
- 総合計画の策定
 - 基本構想のみ、議会の議決が必要とする。

- ④情報公開・個人情報用語の定義
以下の内容を定めます。
- 情報公開
 - 意思決定過程の情報共有

8. 実効性の担保

- 検証と見直し
「条例の見直しと検証」について定めます。

6. 参加と協働

- ①市民参加と協働
- 基本的な考え方（市民参加の保障、市民の活動の尊重、推進）のみを定めます。
 - （まちづくりや市政への）「参加を強制しないこと」、「不参加により不利益を受けないこと」は記載しません。

子どもの参加の機会 **批評家からプレイヤーに**
子どもがまちづくりに参加する機会を保障します。

- ②地域内分権の推進
「地域内分権の推進」を定めます。

- ③コミュニティ
以下の内容を定めます。
- 住民自治組織への参画
 - 自治会への加入促進、活性化
 - 地域活動団体の位置付け
 - NPO等市民活動への参加

- ④まちづくり協議会
結論に至っていません。
- ①「まちづくり協議会」について定めるべき。
 - ②「まちづくり協議会」について定めるべきでない。

- ⑤住民投票
常設型住民投票制度とします。
（ただし、詳細までこの条例に規定するか、それとも別の条例で規定するのかわかについては未決定。）

- 市民同士、市民と行政（市長）、市民と議会の間で意思の相違が起ころぬように常に対話を重ね、合意を得ていく努力を最大限にしていけることが重要であり、大前提である。
- このため、市民の市政への参加・参画の権利や、参加と協働の仕組みづくり、市の責務などを自治基本条例にしっかり位置づけることの方が、住民投票条例を規定すること以上に重要である。
- 住民投票制度は、あくまでも対話と審議を尽くした上でも、意思の相違が生じた場合に、民意を問うための手段に過ぎない。
- ただ、最後の砦（伝家の宝刀）として、常設型の住民投票条例を市民の権利として持つておきたい。
- 『常設型』の場合、制度の乱用の恐れも指摘されるが、署名数による住民投票の重みづけをすることで回避すればよい。
- 住民投票の詳細まで盛り込むのは時間的に厳しいかもしれない。

